

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

☆《国家税務総局 租税条約における教授及び研究員条項に係る執行規程の改善に関する公告》の解説
(国家税務総局公告, 2016年第91号, 2016年12月29日発布)

中国が外国と締結している二重課税防止協定または取決め(以下、「租税条約」)には、教授及び研究員条項が設けられているものがある。同条項では、一方の締約国の教授及び研究員が、他方の締約国における大学、学院、学校、その他の政府による認可を受けた教育機関、科学研究機構において、教鞭、学術講演または研究学科を行うことにより取得する所得について、租税条約の条件を満たすことを条件に、一定の期間内、当該他方の締約国における免税措置を享受できることを規定している。

税務総局はこれまでに、《国家税務総局 租税条約における教授及び研究員条項の適用範囲の明確化に関する通知》(国税発 [1999] 37号, 以下「37号通知」)、《国家税務総局 租税条約における教授条項の執行に関する通知》(国税発 [1994] 153号, 以下「153号通知」)等の規範性通知を発布し、協定の執行に対して具体的な条件を示してきた。本公告は主に、37号通知と153号通知に関して以下3点の調整を行うものである。

一、租税条約の適用対象となる教育機関の範囲に係る調整

37号通知では、租税条約の教授条項における大学、学院、学校、関連教育機関とは、中国においては、国家外国専門家局(以下、「外專局」)の許可を経て外国籍教授及び研究員を雇用する資格を有し、かつ、教育部認可の短期大学以上の全日制高等学校を指すとしていた。

本公告では、《中華人民共和国教育法》、《中華人民共和国職業教育法》、《中華人民共和国民間教育促進法》、《中華人民共和国義務教育法》並びに教育行政部門、人的資源及び社会保障行政部門が発布するその他の規範性通知に基づき、租税条約の教授及び研究員条項における大学、学院、学校もしくは教育機関に関する中国での適用範囲を、就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育、特殊教育の学校とす

る調整を行った。具体的には、幼稚園、普通小学校、成人小学校、普通中学校、職業中学校、普通高校、成人高校、短期大学、職業高校、技能訓練学校、特殊教育学校、外国籍子女学校、普通高校、専門職業学校、成人高等学校を含む。なお、職業訓練機構は学校に属さない。

二、免税規定の享受に必要な提出資料の改訂

153号通知では、免税規定の適用手続きは、《〈外国語教育専門家就職通知書〉執行に係る補足通知》(外專発 [1993] 357号)の条件に従って執行することを要請しており、具体的には、非居住者は「外国語教育専門家就職通知書」のコピーを提出しなければならないと規定していた。

しかし、外專局の理解によると、近年は「外国語教育専門家就職通知書」の発行が省略されている。

2016年10月までの外国人就業許可証明は、「外国専門家証」と「外国人就業証」の2種であったが、《外專局 外国人の中国における就業許可制度試行地点実施法案発布に関する通知》(外專発 [2016] 151号)に基づき、2016年10月より、外專局では一部地域にて証明書を「外国人就業許可証」に統一した。これにより、各人が終身不変のコードを保有し、中国での就業状況、サービス、与信記録等が管理されることとなった。有効期限内の「外国専門家証」及び「外国人就業証」は引き続き使用可能である。公告第二条では、非居住者が教授及び研究員条項の恩典を享受するためには、《国家税務総局〈非居住者による租税条約の恩典享受管理弁法〉発布に関する公告》(国税発 [2015] 第60号)の規定に従って申請を行い、「外国専門家証」、「外国人就業証」もしくは「外国人就業許可証」のいずれかのコピーを提出する必要があることを規定した。これは、153号通知の条件に替わるものである。

Topics

三、《租税条約締結における教授条項の免税一覧表》の廃止

153号通知では《租税条約締結における教授条項の免税一覧表》が附され、外国と締結された租税条約における教授及び研究員条項について整理、分類化されていたが、1994年以降に締結された租税条約は同表に反映されていない。新たに締結され、または改訂された租税条約については、適時に同表に反映する必要があるため、同表は公告の付属資料とし

て発布する事に馴染まないと考えられる。そのため、税務総局による検討の結果、本公告の発布と共に同表は廃止されることとなった。同表は、税務総局による更新後に、各地における執行にあたり参考とするため、公告の附表という形式ではないその他の形式で公表される。

本公告は発布日より施行され、本公告施行前の未処理案件に適用される。37号通知第一条と153号通知は同時に廃止となる。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。